

国保だより

▼新しく会社等の健康保険に加入される方へ

国民健康保険に加入していた方が就職などで会社等の健康保険に加入したときは、福生市の国民健康保険の資格を喪失する届出が必要です。会社等の健康保険証が交付されたら、市役所1階5番保険年金課保険年金係へ14日以内に届出をしてください。届出後の国民健康保険の資格は、会社等の健康保険に加入(取得)した日にさかのぼって喪失されます。

▼届出をしないでいると

・国民健康保険の資格喪失が行われず、本来支払う必要のない国民健康保険税も課税されます(届出をした時点で正しい国民健康保険税に算定し直します)。

・会社等の健康保険に加入した後に、病院を受診する時は、必ず新しい保険証を提示してください。病院で国民健康保険証を使用すると、国民健康保険が病院に支払った医療費を返還していただくことがあります。なお、支払った医療費は、会社等の健康保険に請求できます。

▼届出に必要なもの

- ①加入された方全員の会社等の健康保険証(または資格証明書)
- ②加入された方全員の国民健康保険証
- ③届出人の本人確認書類(運転免許証等)
- ④加入された方と届出人のマイナンバーのわかるもの

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

年金だより

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入する必要があります。保険料を納めるのが困難な場合は、本人の所得が一定以下であれば保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が申請できます。

対象は、大学(大学院)・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校(修業年限一年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学の方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。申請の際は、申請年度の在学を確認できる学生証・在学証明書をお持ちください。

学生でない30歳未満の方の場合は、本人及び配偶者の所得が一定以下であれば保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」が申請できます。

これらの制度の申請を行わずに保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った際に、障害年金を受けることができなくなる場合があります。

なお、「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」が承認された期間は老齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば、「追納制度」を利用してこの期間の保険料を納めて年金額に反映させることができます。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)



2月1日から29日までの間に匿名で3名の方から9万3千円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。(平成27年度累計37件)

市税等の納め忘れはありますか?

2月29日(月)をもって、平成27年度分の市税等の最終納期限が経過しました。納め忘れがないか、もう一度お確かめください。万が一納め忘れがありましたら、早急にご納付ください。

341万463円
【問合せ】契約管財課管財係 ☎ 551・1535

【最終納期限が経過した平成27年度分の市税等】
・市・都民税(第1期〜第4期)
・固定資産税・都市計画税(第1期〜第4期)
・国民健康保険税(第1期〜第8期)
・軽自動車税
・介護保険料(第1期〜第8期)
・後期高齢者医療保険料(第1期〜第8期)

※納期を過ぎると延滞金が課されます。
【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

消費生活講座「なるほど! 知って得するリフォームセミナー」

住宅リフォームを行うにあたって知っておきたい情報(リフォームの流れ・相場金額・工事期間・会社の選び方等)や、相談の多い住宅リフォームトラブルの事例とその対策方法を紹介いたします。

【日時】3月30日(水)午前10時〜正午
【場所】市民会館・公民館3階第4・5集会所
【定員】先着50人
【持ち物】筆記用具
【講師】小野清氏(生活協同組合・消費者住宅センター勤務)
【申込み】受付中。シティセールズ推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699へ。

くるみる ふっさからのお知らせ

①ガイドツアー「庄巻のチューリップ畑と若葉萌ゆる草花丘陵」玉川上水を歩く

羽村市根がらみ前水田の約40万本のチューリップ畑の鑑賞や、草花丘陵浅間岳の登山などが楽しめる、春のどかな自然の中を歩くツアーです。山頂からは、西多摩地区を望む壮大な景色をご覧ください。加美上水公園

では、中西悟堂「野鳥村」構想の地、新堀橋付近を専任ガイドがご案内します。

【日時】4月13日(水)午前8時〜午後3時ごろ
※荒天中止

【集合時間・場所】午前7時45分・羽村駅西口階段下
【定員】20人(応募者多数の場合は抽選)
【費用】2,000円(昼食代、保険代等)

【持ち物】履き慣れた滑りにくい靴、歩きやすい服装、飲み物
【行程】羽村駅↓根がらみ前水田(チューリップ畑)↓羽村堰入口↓羽村市郷土博物館↓羽村神社・浅間岳

間岳↓草花丘陵↓加美上水公園↓お食事(甘蔵)↓福生駅解散
※歩行距離約8km
【申込み期間】3月17日(木)〜4月8日(金)

②すくーる・くるみる「老舗の味、和菓子を学んで作る体験講座」
創業以来61年間、ひとつひとつ手づくりで、添加物を一切加えず昔ながらの味を守り続けている、伊勢屋店主が講師となって教える和菓子講座です。

【日時】4月16日(土)午後2時30分〜4時30分(集合時間:午後2時15分)
【集合場所・すくーる会場】くるみる ふっさ
【定員】先着20人
※小学生以下のお子さんは保護者の方と一緒に参加ください。
【費用】900円
【講師】幡垣正生氏(伊勢屋店主)

【申込み期間】3月17日(木)〜4月15日(金)
①②共通
【申込み】直接または電話でくるみる ふっさ ☎ 530・2341へ。
※開館時間午前10時〜午後6時。月曜日定休(祝日を除く)



課税課資産税係からのお知らせ

①土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者の方が自己の土地・家屋と、ほかの土地・家屋の価格を比較するため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

【縦覧期間】4月1日(金)〜5月31日(火)(日・祝日は除く)

【縦覧できる方】固定資産税の納税者およびその同居の家族もしくは納税者の委任または代理人の選任を受けた方(納税者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です)。

【縦覧方法】印鑑および本人確認ができるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証等)をご持参ください。

②固定資産課税台帳の縦覧

納税義務者、借地借家人の方は、固定資産の課税内容を確認していただくために、該当する固定資産課税台帳を縦覧することができます。納税義務者の方には課税台帳の縦覧にかえて、名寄帳の写しを交付します。

【縦覧期間】通年(日・祝日・年

末年始は除く)
【閲覧できる方】固定資産税の納税義務者および同居の家族、借地借家人もしくは納税義務者の委任または代理人の選任を受けた方(納税義務者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です)

【閲覧方法】印鑑および本人確認ができるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証等)をご持参ください。なお、借地借家人の方が閲覧する場合は、その旨を証明できる書類(借地借家契約書、地代家賃の領収書など)をご持参ください。

【手数料】1件200円(ただし、納税義務者の方は、縦覧期間中は28年度分の縦覧は無料です)。

①②共通

【縦覧・閲覧時間】午前8時30分〜午後5時15分(ただし、水曜日は午後8時まで。土曜日の正午から午後1時は除く)

【縦覧・閲覧場所】市役所1階4番課税課窓口

【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

納税は 納期内で 元気な福生